

○三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成16年6月24日

条例第25号

改正 平成17年12月22日条例第35号

平成18年9月29日条例第28号

平成20年6月20日条例第19号

平成21年6月15日条例第13号

平成23年3月30日条例第12号

平成25年3月29日条例第20号

平成26年12月22日条例第25号

平成29年9月29日条例第19号

平成30年3月6日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内において、建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区計画の地区整備計画区域（以下「整備計画区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 整備計画区域内の建築物の用途は、別表第2に掲げる地区区分（地区区分のない整備計画区域においては、当該整備計画区域をいう。以下「地区区分」という。）に応じ、同表アの欄に掲げるとおりとしなければならない。

(追加〔平成17年条例35号〕)

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 整備計画区域内の建築物の容積率は、地区区分に応じ、別表第2イの欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、地区計画に区域の特性に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「目標容積率」という。）及び公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度（以下「暫定容積率」という。）が定められている場合においては、法第68条の4の規定により、当該地区計画の内容に適合し、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、暫定容積率によらず、目標容積率を適用する。

(一部改正〔平成17年条例35号〕)

(建築物の建蔽率の最高限度)

第5条の2 整備計画区域内の建築物の建蔽率は、地区区分に応じ、別表第2ウの欄に掲げる数値以下でなければならない。

(追加〔平成21年条例13号〕、一部改正〔平成30年条例6号〕)

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 整備計画区域内の建築物の敷地面積は、地区区分に応じ、別表第2エの欄に掲げる数値以上でなければならない。

- 2 前項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、同項の規定の施行又は適用の日以後、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行に必要な土地又は公共施設に必要な土地として提供することにより、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しな

いこととなる土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行に必要な土地又は公共施設に必要な土地として提供した際、当該提供面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行に必要な土地又は公共施設に必要な土地として提供した後、第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(一部改正〔平成17年条例35号・20年19号・21年13号〕)

(壁面の位置の制限)

第7条 整備計画区域内の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、地区区分に応じ、別表第2オの欄に掲げる数値以上でなければならない。

(追加〔平成17年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例13号〕)

(建築物の高さの最高限度)

第8条 整備計画区域内の建築物の高さの最高限度は、地区区分に応じ、別表第2カオの欄に掲げる数値以下でなければならない。

(追加〔平成17年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例13号〕)

(建築物の敷地が整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が、整備計画区域の内外にわたる場合、整備計画区域内において容積率が異なる地区区分の2以上にわたる場合又は整備計画区域内において容積率が異なる地域の2以上にわたる場合においては、第5条の規定による制限を法第52条第1項の規定による建築物の容積率の限度とみなして同条第7項の規

定を準用する。

- 2 建築物の敷地が、整備計画区域の内外にわたる場合、整備計画区域内において建蔽率が異なる地区区分の2以上にわたる場合又は整備計画区域内において建蔽率が異なる地域の2以上にわたる場合においては、第5条の2の規定による制限を法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして同条第2項の規定を準用する。
- 3 建築物の敷地が、整備計画区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が整備計画区域に属するときは、当該建築物又は当該敷地の全部について、整備計画区域に係る第4条及び第6条の規定を適用する。
- 4 建築物の敷地が、第4条及び第6条の制限が異なる地区区分の2以上にわたる場合においては、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半が属する地区区分に係る第4条及び第6条の規定を適用する。

(一部改正〔平成17年条例35号・21年13号・30年6号〕)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第10条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、第4条、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用を受けない建築物について、規則で定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条、第5条、第5条の2及び第7条の規定は適用しない。

(一部改正〔平成17年条例35号・21年13号〕)

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

- 第11条 法第86条第1項の規定により一の敷地とみなされる一団地内の建築物については、同一の整備計画区域内においては、当該一団地を当該建築物の一の敷地とみなし、第5条、第5条の2及び第7条の規定を適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、整備計画区域内において地区区分がある場合は、地区区分ごとに一団地を建築物の一の敷地とみなし、第5条、第5条の2及び第7条の規定を適用する。

(追加〔平成17年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例13号〕)

(特例による許可)

第12条 次に掲げる建築物及びその敷地については、この条例に定める規定の全部又は一部を適用しない。

- (1) 公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと市長が認めて許可したもの
- (2) 整備計画区域内における土地利用状況等に照らし、適切な都市機能と健全な都市環境が確保されるものと市長が認めて許可したもの

(一部改正〔平成17年条例35号〕)

(建築審査会の同意)

第13条 市長は、前条の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ三鷹市建築審査会の同意を得なければならない。

(一部改正〔平成17年条例35号〕)

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は所有者
 - (2) 第5条、第5条の2、第6条第1項、第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が当該建築物の建築主の故意によるものであるときは、当該建築主に対しても、同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前2項の罰金刑を科する。

(一部改正〔平成17年条例35号・21年13号〕)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成17年条例35号〕)

附 則

この条例は、調布保谷線沿線地区地区計画に係る都市計画決定の告示の日から施行する。

〔告示 平成16年6月24日三鷹市告示第180号〕

附 則 (平成17年12月22日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例の一部改正)

2 三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例(平成16年三鷹市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

(三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例の一部改正)

3 三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例(平成16年三鷹市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

(三鷹市特別文教・研究地区内における建築制限に関する条例の一部改正)

4 三鷹市特別文教・研究地区内における建築制限に関する条例(平成16年三鷹市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

(三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例の一部改正)

5 三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例(平成16年三鷹市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

附 則（平成18年9月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（一部改正〔平成17年条例35号・18年28号・21年13号・23年12号・26年25号〕）

名称	区域
三鷹都市計画調布保谷線沿線地区地区整備計画区域	三鷹都市計画調布保谷線沿線地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
三鷹都市計画新川島屋敷地区地区整備計画区域	三鷹都市計画新川島屋敷地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
三鷹都市計画法政大学付属中・高等学校周辺地区地区整備計画区域	三鷹都市計画法政大学付属中・高等学校周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

三鷹都市計画大沢三丁目環境緑地整備地区地区整備計画区域	三鷹都市計画大沢三丁目環境緑地整備地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
三鷹都市計画三鷹台団地地区地区整備計画区域	三鷹都市計画三鷹台団地地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
三鷹都市計画下連雀五丁目地区地区整備計画区域	三鷹都市計画下連雀五丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域	三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条関係）

（全部改正〔平成21年条例13号〕、一部改正〔平成23年条例12号・25年20号・26年25号・29年19号・30年6号〕）

名称	地 区 分	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の高さの最高限度
三鷹都市計画調布保谷線沿線地区地区整備計画区域			目標容積率10分の15 暫定容積率10分の8 ただし、指定容積率が10分の20以上の地域は、		75平方メートル。 ただし、近隣商業地域内において、法別表第2（い）項第1号に規定する住宅並びに同項第3		

			当該地域の指定容積率		号に規定する共同住宅、寄宿舎及び下宿以外の用途に供する建築物の敷地として使用する場 合を除く。	
三鷹都市中 計画新川高 島屋敷地層 区地区整住 備計画区宅 域 地 区A		次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅 2 法別表第2 (い) 項第6号に規定する老人ホーム、保育	10分の15		建築物の外壁(出窓を含む。)又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、次の数値以上とする。ただし、法別表第2 (い)	

	<p>所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 法別表第2 (い) 項第8号に規定する診療所</p> <p>4 法別表第2 (い) 項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下</p>			<p>項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物については、この限りでない。</p> <p>3.5メートル</p>	
--	---	--	--	--	--

	<p>この表に おいて 「令」と いう。)</p> <p>第 130 条 の 4 に規 定する公 益上必要 な建築物</p> <p>5 法別表第 2 (は) 項 第 7 号に 規定する 公益上必 要な建築 物で、令 第 130 条 の 5 の 4 に 規定する もの</p> <p>6 令第 130 条の 5 の 3 に規定す る店舗、 飲食店そ の他これ らに類す</p>					
--	---	--	--	--	--	--

		<p>る用途に 供するも ので、そ の用途に 供する部 分が2階 以下かつ その部分 の床面積 の合計が 1,500平 方メート ル以内の もの（第 二種中高 層住居専 用地域内 に限る。）</p> <p>7 前各項の 建築物に 附属する もの（令 第130条 の5の5に 規定する ものを除 く。）</p>				
--	--	--	--	--	--	--

<p>中高層住宅地 区B</p>	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 法別表第2 (い) 項第2号に規定する住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、令第130条の3に規定するもの 2 法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅 3 法別表第</p>	<p>10分の15 (第一種低層住居専用地域内を除く。)</p>			<p>建築物の外壁(出窓を含む。)又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、次の数値以上とする。ただし、法別表第2 (い) 項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上</p>
----------------------	--	----------------------------------	--	--	---

	<p>2 (い) 項 第6号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類 するもの</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p>				<p>必要な建 築物につ いては、こ の限りで ない。</p> <p>2.5メー トル(第一 種低層住 居専用地 域内を除 く。)</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	5 法別表第 2 (は) 項 第5号に 規定する 店舗、飲 食店その 他これら に類する 用途に供 するもの のうち、 令第130 条の5の3 に規定す るもの で、その 用途に供 する部分 が2階以 下かつそ の部分の 床面積の 合計が 500平方 メートル 以内のも の(3階以					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>上の部分をその用途に供するもの及び第一種低層住居専用地域内を除く。)</p> <p>6 法別表第2(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物で、令第130条の5の4に規定するもの(第一種低層住居専用地域内を除く。)</p> <p>7 前各項の建築物に附属する</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		もの（令 第 130 条 の5の5に 規定する ものを除 く。）				
地 域 ケ ア 拠 点 地 区A	次に掲げ る建築物 外は、建 築し、ア てはなら ない。 1 法別表 2 (い) 項 第 3 号に 規定する 共同住宅 2 法別表 2 (い) 項 第 6 号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他 れらに類	10 分 の15。た だ、アの 欄に掲げ る建築物 のうち、 第2項、 第5項又 は第7項 に規定す る用途に 供する部 分につい ては、10 分を超え て10分 を限度と して建築 することが できる。			建築物 の外壁（ 出窓を含 む。）又は これに代 わる柱の 面から隣 地境界線 又は道路 境界線ま での距離 は、次に 掲げる数 値以上と する。た だし、法 別表第2 (い)項 第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆電	

	<p>するもの</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第 8 号に 規定する 診療所</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第 9 号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p> <p>5 法別表第 2 (は) 項 第 2 号に 規定する 大学、高</p>			<p>話所その 他これら に類する もので、令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物につ いては、こ の限りで ない。</p> <p>1 高さが 10メー トル以 下の建 築物の 部分 1 メート ル</p> <p>2 高さが 10メー トルを 超え、12 メート ル以下 の建築</p>
--	---	--	--	---

	<p>等専門学 校、専修 学校その 他これら に類する もの</p> <p>6 法別表第 2 (は) 項 第3号に 規定する 病院</p> <p>7 法別表第 2 (は) 項 第4号に 規定する 老人福祉 センタ ー、児童 厚生施設 その他こ れらに類 するもの</p> <p>8 法別表第 2 (は) 項 第7号に 規定する 公益上必</p>			<p>物の部 分 2メ ートル</p> <p>3 高さが 12メー トルを 超え、20 メート ル以下 の建築 物の部 分 3.5 メート ル</p> <p>4 高さが 20メー トルを 超える 建築物 の部分 5メート ル</p>
--	--	--	--	--

		<p>要な建築物で、令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>9 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>			
地域 ケ ア 拠 点 地 区B	<p>次に掲げる建築物以外は、建築しな</p> <p>1 法別表第1号に規定する共同住宅</p> <p>2 法別表第2号(イ)項</p>	<p>10分の15。ただし、アの欄に掲げる建築物のうち、第2項、第5項又は第7項に規定する用途に供する部分につい</p>		<p>建築物の外壁（出窓を含む。）又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、次に掲</p>	

	<p>第6号には、10分 規定するの15を超 老人ホーム、保 ム、保育の18を限 所、身体度として 障害者福祉建築する 社ホームなどがで その他こきる。</p> <p>れらに類 するもの</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第8号に 規定する 診療所</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130条の4</p>		<p>げる数値 以上とす る。ただ し、法別表 第2 (い) 項第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆電 話所その 他これら に類する もので、令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物につ いては、こ の限りで ない。</p> <p>1 高さが 10メー トル以 下の建 築物の 部分 1</p>
--	--	--	---

	に規定する公益上必要な建築物			メートル
5	法別表第2(は)項第2号に規定する大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの			2 高さが10メートルを超え、12メートル以下の建築物の部分 2メートル
6	法別表第2(は)項第3号に規定する病院			3 高さが12メートルを超え、20メートル以下の建築物の部分 3.5メートル
7	法別表第2(は)項第4号に規定する老人福祉センター、児童			4 高さが20メートルを超える

	<p>厚生施設 その他これらに類するもの</p> <p>8 法別表第2 (は) 項第7号に規定する公益上必要な建築物で、令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>9 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>				<p>建築物の部分5メートル。ただし、計画図に示す壁面の位置の制限が定められている部分については、2メートルとする。</p>	
地域	次に掲げる建築物以外は、建築し	10分の15 (第一種低層住居			建築物の外壁（出窓を含む）	12メートル（第一種低層

ア 抛 点 地 区C	てはなら い。 1 法別表 2 (い) 項 に規定す る建築物 2 法別表第 2 (は) 項 第4号に 規定する 老人福祉 センタ ー、児童 厚生施設 その他こ れらに類 するもの (第一種 低層住居 専用地域 内を除 く。) 3 前項の建 築物に附 属するも の(令第 130条の5	専用地域 内を除 く。)			む。)又は これに代 わる柱の 面から隣 地境界線 又は道路 境界線ま での距離 は、次に掲 げる数値 以上とす る。ただ し、法別表 第2 (い) 項第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆電 話所その 他これら に類する もので、令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物につ	住居専用 地域内を 除く。)
------------------------	--	--------------------	--	--	---	----------------------

	<p>の5に規定するものを除く。)</p>				<p>いては、この限りでない。</p> <p>1 高さが10メートル以下の建築物の部分1メートル</p> <p>2 高さが10メートルを超え、12メートル以下の建築物の部分2メートル</p> <p>3 高さが12メートルを超え、20メートル以下</p>	
--	-----------------------	--	--	--	--	--

						の建築物の部分 3.5メートル 4 高さが 20メートルを 超える建築物 の部分 5メートル
三鷹都市法 計画法政政 大学付属大 中・高等学 校周辺地付 区地区整備 備計画区中 域	次に掲げ る建築物以 外は、建築し てはならな い。 1 法別表第 2 (い) 項 に規定す る建築物 2 法別表第 2 (は) 項 第2号に 規定する 大学、高	10分の 15			建築物 の外壁(出 窓を含む。) 又は建築物 の外 これに代 わる柱の 面から隣 地境界線 又は道路 境界線ま での距離 は、次に掲 げる数値 以上とす	20メー トル。た だし、建 築物の外 壁(出窓 を含む。) 又はこれ に代わる 柱の面か ら隣地境 界線又は 道路境界 線までの 距離を15

	等専門学 校、専修 学校その 他これら に類する もの			る。	メートル
3	法別表第 2 (は) 項 第3号に 規定する 病院			1 高さが 12メー トル以 下の建 築物の 部分 2	メートル 以上とし た建築物 の部分に ついて は、23メ ートルと する。
4	法別表第 2 (は) 項 第4号に 規定する 老人福祉 センター、 児童 厚生施設 その他こ れらに類 するもの			2 高さが 12メー トルを 超え、17 メート ル以下 の建築 物の部 分 3.5	
5	法別表第 2 (は) 項 第7号に 規定する 公益上必			3 高さが 17メー トルを 超え、20 メート ル以下 の建築	

		<p>要な建築物で、令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>6 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>			<p>物の部分 5メートル</p>
<p>三鷹都市計画大沢三丁目環境緑地整備地区地区整備計画区域</p>	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>1 法別表第2 (い) 項第1号に規定する住宅 (3戸以上の長屋を除</p>		<p>110平方メートル</p>	<p>建築物の外壁 (出窓、プライバシーの保護のために設置する建築物の部分及び障がい者又は高齢者の移動の円</p>	

	<p>く。)</p> <p>2 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p> <p>3 前2項の 建築物に 附属する もの(令 第130条 の5に規 定するも のを除 く。)</p>				<p>滑化のため に設置 する建築 物の部分 (以下こ の表にお いて「出窓 等」とい う。)を含 む。以下同 じ。)又は これに代 わる柱の 面から隣 地境界線 又は道路 境界線ま での距離 は、次に掲 げるとお りとする。</p> <p>1 道路境 界線(都 市計画 道路の 計画線 を除く。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

						以下この項及び第2項において同じ。)までの距離は、1メートル以上とする。ただし、道路境界線までの距離が1メートルに満たない距離にある出窓等の部分の外壁又はこれに代わる柱の中
--	--	--	--	--	--	--

						<p>心線の長さの合計が、一の道路につき、3メートル以下であるときは、道路境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、三鷹市建築基準法施行細則(平成8年三鷹市規</p>
--	--	--	--	--	--	---

						則第16号)第48条第1号に規定する角敷地のうち、緑地の確保等のため市長がやむを得ないと認める場合は、一面の道路境界線(隅切りを含む。)までの距離は、0.5メートル以上とする。ただし、現に
--	--	--	--	--	--	--

						<p>存する建築物で道路境界線までの距離が1メートル以上の敷地は除く。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、供用開始後の都市計画道路の境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>4 隣地境界線ま</p>
--	--	--	--	--	--	--

						での距離は、0.5メートル以上とする。
三鷹都市 計画三鷹 台団地地 区地区整 備計画区 域	住 宅地 地区 A	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 法別表第1号に規定する住宅 2 法別表第2号に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	10分の14（第一種低層住居専用地域内を除く。）	法別表第2（い）項第3号に規定する共同住宅の用途に供するものについては、次の数値以下とする。 10分の4	150平方メートル。ただし、法別表第2（い）項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの で、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物については、この限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。ただし、歩道状空地及び環境緑地等の地区施設の設置を要する敷地については、

	<p>うち、令 第 130 条 の 3 に規 定するも の</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第 3 号に 規定する 共同住宅</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第 4 号に 規定する 学校のう ち幼稚園</p> <p>5 法別表第 2 (い) 項 第 6 号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類</p>		<p>歩道状空 地及び環 境緑地等 の地区施 設の幅員 の数値以 上とする。</p> <p>なお、法 別表第 2 (い) 項第 9号に規定 する巡査 派出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 するもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物又は 物置その 他これに 類する用 途に供し、</p>
--	---	--	---

	<p>するもの</p> <p>6 法別表第 2 (い) 項 第 8 号に 規定する 診療所</p> <p>7 法別表第 2 (い) 項 第 9 号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p> <p>8 法別表第 2 (ろ) 項 第 2 号に 規定する 店舗、飲</p>		<p>軒の高さ が 2.3 メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が 5 平 方メート ル以内で あるもの については 、この限 りでない。</p> <p>1 高さが 10 メー トル以 下の建 築物の 部分 1 メート ル。ただ し、アの 欄に掲 げる建 築物の うち、第 1 項に規 定する</p>
--	---	--	---

	<p>食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分が2階以下かつその部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（第一種低層住居専用地域内を除く。）</p> <p>9 法別表第2（は）項第3号に規定する病院（第一種低層</p>			<p>用途に供するものに係る隣地境界線及び出窓等の部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、一の道路につき、3メートル以下である場合の道路境界線については、0.5メートル</p>
--	---	--	--	--

	住居専用 地域内を 除く。)			ル以上 とする。
10	法別表 第2 (は) 項第4号 に規定す る老人福 祉センタ ー、児童 厚生施設 その他こ れらに類 するもの (第一種 低層住居 専用地域 内におい ては、令 第130条 の4第2号 に規定す る延べ面 積以内の ものに限 る。)			2 高さが 10メー トルを 超え、15 メート ル以下 の建築 物の部 分 4メ ートル
				3 高さが 15メー トルを 超え、20 メート ル以下 の建築 物の部 分 6メ ートル
11	前各項			4 高さが 20メー トルを 超える 建築物

	<p>の建築物に附属するもの（第一種低層住居専用地域内においては、令第130条の5に規定するものを除き、第一種中高層住居専用地域内においては、令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>				<p>の部分 7メートル</p>	
住宅地区B	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならな</p>	<p>10分の12</p>	<p>法別表第2（い）項第3号に規定する</p>	<p>120平方メートル。ただし、法別表第2</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱</p>	<p>20メートル</p>

	<p>い。</p> <p>1 法別表第 2 (い) 項 第 1 号に 規定する 住宅</p> <p>2 法別表第 2 (い) 項 第 2 号に 規定する 住宅で事 務所、店 舗その他 これらに 類する用 途を兼ね るものの うち、令 第 130 条 の 3 に規 定するも の</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第 3 号に 規定する 共同住宅</p>	<p>共同住宅</p> <p>の用途に 供するも のについ ては、次 の衆電話 数値以下 とする。</p> <p>10分の4</p>	<p>(い) 項第 9号に規定 する巡査 派出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 するもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物につ いては、こ の限りで ない。</p>	<p>の面(出窓 及びバル コニーを 含む。)か ら隣地境 界線又は 道路境界 線までの 距離は、次 に掲げる 数値以上 とする。た だし、歩道 状空地及 び環境緑 地等の地 区施設の 設置を要 する敷地 については、歩道状 空地及び 環境緑地 等の地区 施設の幅 員の数値 以上とす</p>		
--	---	--	---	--	--	--

	<p>4 法別表第 2 (い) 項 第4号に 規定する 学校のう ち幼稚園</p>				<p>る。 なお、法 別表第2 (い) 項第 9号に規定 する巡査 派出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 するもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物又は 物置その 他これに 類する用 途に供し、 軒の高さ が2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が5平</p>	
	<p>5 法別表第 2 (い) 項 第6号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類 するもの</p>					
	<p>6 法別表第 2 (い) 項 第8号に 規定する 診療所</p>					
	<p>7 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する</p>					

	<p> 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 法別表第2(ろ)項第2号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分が2階以下かつそ </p>		<p> 方メートル以内であるものについては、この限りでない。 1 高さが10メートル以下の建築物の部分1メートル。ただし、アの欄に掲げる建築物のうち、第1項に規定する用途に供するものに係る隣地境界線及び </p>
--	---	--	---

	<p>の部分の 床面積の 合計が 150平方 メートル 以内のも の</p> <p>9 法別表第 2 (は) 項 第3号に 規定する 病院</p> <p>10 法別表 第2 (は) 項第4号 に規定す る老人福 祉センタ ー、児童 厚生施設 その他こ れらに類 するもの</p> <p>11 前各項 の建築物 に附属す るもの</p>				<p>出窓等 の部分 の外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が、一 の道路 につき、 3メート ル以下 である 場合の 道路境 界線に ついて は、0.5 メート ル以上 とする。</p> <p>2 高さが 10メー トルを 超え、15</p>
--	---	--	--	--	--

	(令第130条の5の5に規定するものを除く。)				メートル以下の建築物の部分4メートル	
					3 高さが15メートルを超え、20メートル以下の建築物の部分6メートル	
住宅地区C	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。	10分の12(第一種低層住居専用地域内を除く。)	法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅の用途に供するものについては、次の数値以下とする。	120平方メートル。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は、この限りでない。都市計画事業	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓及びバルコニーを含む。)から隣地境界線又は	20メートル(第一種低層住居専用地域を除く。)
	1 法別表第2(イ)項第1号に規定する住宅					
	2 法別表第					

	<p>2 (い) 項 第2号に 規定する 住宅で事 務所、店 舗その他 これらに 類する用 途を兼ね るものの うち、令 第130条 の3に規 定するも の</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第3号に 規定する 共同住宅</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第4号に 規定する 学校のう ち幼稚園</p> <p>5 法別表第</p>	<p>10分の4</p>	<p>等公共線までの 事業に距離は、次 協力し、に掲げる 当該地数值以上 区内をとす。た 移転先だし、歩道 として状空地及 建築すび環境緑 る建築地等の地 物 区施設の 2 法別表設置を要 第2(い)する敷地 項第9号について に規定は、歩道状 する巡空地及び 査派出環境緑地 所、公衆等の地区 電話所施設の幅 その他員の数值 これら以上とす に類する。 るもの なお、法 で、令第別表第2 130条の(い)項第 4に規定9号に規定 する公する巡査 益上必派出所、公</p>
--	---	--------------	---

	<p>2 (い) 項 第6号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類 するもの</p> <p>6 法別表第 2 (い) 項 第8号に 規定する 診療所</p> <p>7 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第</p>		<p>要な建 築物</p> <p>衆電話所 その他こ れらに類 するもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物又は 物置その 他これに 類する用 途に供し、 軒の高さ が2.3メー トル以下 で、かつ、 床面積の 合計が5平 方メートル 以内で あるもの については、この限 りでない。 1 高さが</p>
--	--	--	--

	<p>130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p> <p>8 法別表第 2(ろ)項 第2号に 規定する 店舗、飲 食店その 他これら に類する 用途に供 するもの で、その 用途に供 する部分 が2階以 下かつそ の部分の 床面積の 合計が 150平方 メートル 以内のも の(第一</p>			<p>10メー トル以 下の建 築物の 部分1 メート ル。ただ し、アの 欄に掲 げる建 築物の うち、第 1項に規 定する 用途に 供する ものに 係る隣 地境界 線及び 出窓等 の部分 の外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心</p>	
--	---	--	--	---	--

	<p>種低層住居専用地域内を除く。)</p> <p>9 法別表第2 (は) 項第3号に規定する病院 (第一種低層住居専用地域内を除く。)</p> <p>10 法別表第2 (は) 項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (第一種低層住居専用地域</p>			<p>線の長さの合計が、一の道路につき、3メートル以下である場合の道路境界線については、0.5メートル以上とし、アの欄に掲げる建築物のうち、第3項の用途に供する部分については、区画道路7号</p>
--	--	--	--	--

	<p>内においては、令第130条の4第2号に規定するものに限る。)</p> <p>11 前各項の建築物に附属するもの（第一種低層住居専用地域内においては、令第130条の5に規定するものを除き、第一種中高層住居専用地域内においては、令第130条の5</p>				<p>に面する道路境界線までの距離は、4メートル以上とする。</p> <p>2 高さが10メートルを超え、15メートル以下の建築物の部分 4メートル</p> <p>3 高さが15メートルを超え、20メートル以下の建築物の部分 6メ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	の5に規定するものを除く。)				ートル	
商業施設地区	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 1 法別表第2 (い) 項第3号に規定する共同住宅。ただし、1階部分の床面積の2分の1以上が、次項から第9項までの用途に供するものでなければならない。	10分の19			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓及びバルコニーを含む。）から隣地境界線又は道路境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。ただし、歩道状空地及び環境緑地等の地区施設の設置を要する敷地	20メートル

	<p>2 法別表第 2 (い) 項 第4号に 規定する 学校のう ち幼稚園</p>				<p>について は、歩道状 空地及び 環境緑地 等の地区 施設の幅 員の数値 以上とす る。</p> <p>なお、法 別表第2 (い)項第 9号に規定 する巡査 派出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 するもの</p>	
	<p>3 法別表第 2 (い) 項 第6号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類 するもの</p>				<p>その他こ れらに類 するもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な建 築物又は 物置その 他これに</p>	
	<p>4 法別表第 2 (い) 項 第8号に 規定する 診療所</p>					
	<p>5 法別表第 2 (い) 項 第9号に 規定する</p>					

	<p> 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 </p> <p> 6 法別表第2 (は) 項第3号に規定する病院 </p> <p> 7 法別表第2 (は) 項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類 </p>		<p> 類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、この限りでない。 </p> <p> 1 高さが15メートル以下の部分 1メートル </p> <p> 2 高さが15メートルを超え、20メートル以下の部分 </p>
--	---	--	--

	<p>するもの</p> <p>8 事務所 （第一種 中高層住 宅専用地 域内を除 く。）</p> <p>9 店舗、飲 食店その 他これら に類する もの。た だし、次 に掲げる ものを除 く。</p> <p>(1) 法 別表第 2 (ほ) 項 第 2 号に規 定する マージ ヤ ン 屋、ぱ ちんこ 屋、射</p>			<p>3メート ル。ただ し、都市 計画道 路の計 画線ま での距 離は、1 メート ル以上 とする。</p>
--	---	--	--	---

		<p> 的場、 勝馬投 票券発 売所、 場外車 券売場 その他 これら に類す るもの (2) 第 一種中 高層住 居専用 地域内 におい ては、 法別表 第 2 (は) 項 第 5 号の規 定によ り、そ の用途 に供す る部分 </p>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの及び3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(3) 第一種中高層住居専用地域内においては、令第130条の5の3に規定する以</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>外のもの</p> <p>10 前各項の建築物に附属するもの（第一種中高層住居専用地域内においては、令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>			
公益施設地区A	1	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>法別表第2(イ)項第4号に規定する学校のうち幼稚</p>			<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓及びバルコニーを含む。）から隣地境界線又は道路境界</p>

	<p>園、図書館その他これらに類するもの</p> <p>2 法別表第2 (い) 項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 法別表第2 (い) 項第8号に規定する診療所</p> <p>4 法別表第2 (い) 項第9号に規定する巡査派出所</p>		<p>線までの距離は、次の数値以上とする。</p> <p>ただし、歩道状空地及び環境緑地等の地区施設の設置を要する敷地については、歩道状空地及び環境緑地等の地区施設の幅員の数値以上とする。</p> <p>なお、法別表第2 (い) 項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所</p>
--	---	--	---

	<p>所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>5 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>				<p>その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建築物又は物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、この限りでない。</p> <p>0.5メートル</p>	
--	---	--	--	--	---	--

公 益 施 設 地	次に掲げ る建築物以 外は、建築し てはならな い。	10分の 12	10分の5	建築物 の外壁又 はこれに 代わる柱 の面(出窓 及びバル コニーを 含む。)か ら隣地境 界線又は 道路境界 線までの 距離は、次 の数値以 上とする。 ただし、歩 道状空地 及び環境 緑地等の 地区施設 の設置を 要する敷 地につい ては、歩道 状空地及 び環境緑 地等の地	15メー トル
区B	1 法別表第 2 (い) 項 第4号に 規定する 学校のう ち幼稚 園、図書 館その他 これらに 類するも の 2 法別表第 2 (い) 項 第6号に 規定する 老人ホー ム、保育 所、身体 障害者福 祉ホーム その他こ れらに類				

	<p>するもの</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第 8 号に 規定する 診療所</p> <p>4 法別表第 2 (い) 項 第 9 号に 規定する 巡査派出 所、公衆 電話所そ の他これ らに類す るもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物</p> <p>5 法別表第 2 (は) 項 第 3 号に 規定する 病院</p>			<p>区施設の 幅員の数 値以上と する。</p> <p>なお、法 別表第 2 (い) 項第 9 号に規定 する巡査 派出所、公 衆電話所 その他こ れらに類 するもの で、令第 130 条の 4 に規定す る公益上 必要な建 築物又は 物置その 他これに 類する用 途に供し、 軒の高さ が 2.3 メー トル以下</p>
--	---	--	--	--

	<p>6 法別表第2 (は) 項第4号に規定する老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>7 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>				<p>で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるものについては、この限りでない。 1メートル</p>
<p>三鷹都市計画下連雀五丁目地区地区整備計画区域</p>					<p>吉祥寺通り（一般都道第114号武蔵野狛江線）に面する建築物の外</p>

					壁又はこれに代わる柱の面（出窓及びバルコニーを含む。）から道路境界線までの距離は、次に掲げる数値以上とする。ただし、法別表第2（い）項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4に規定する公益上必要な建
--	--	--	--	--	--

						<p>建築物又は物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内であるものについては、この限りでない。</p> <p>1 高さが10メートル以下の建築物の部分 3メートル。ただし、出窓等の部</p>
--	--	--	--	--	--	--

						分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3メートル以下である場合の道路境界線までの距離については、2.5メートル以上とする。
						2 高さが10メートルを超え、20メートル以下

						の建築物の部分6メートル 3 高さ 20メートルを超える建築物の部分9メートル
三鷹都市A地区 計画下連区 雀五丁目 第二地区 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 法別表第2(に)項第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政			120平方メートル。ただし、法別表第2(イ)項第9号に規定する派出所、公衆電話その他これらに類するもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓及びバルコニーを含む。)から道路境界線(都市計画道路計画線を含む。)及び環境緑地が配置

	<p>令で定める運動施設</p> <p>2 法別表第2 (に) 項第4号に規定するホテル又は旅館</p> <p>3 法別表第2 (に) 項第5号に規定する自動車教習所</p> <p>4 法別表第2 (に) 項第6号に規定する政令で定める規模の畜舎</p> <p>5 法別表第2 (に) 項第7号に規定するもののう</p>		<p>る公益上必要な建築物については、この限りでない。</p> <p>されてい ないA地区 境界線ま での距離 は5メート ル以上、そ の他のA地 区境界線 までの距離 は4メー トル以上 とする。た だし、法別 表第2 (い) 項第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆電 話所その 他これら に類する もので令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物及び</p>
--	--	--	--

	<p>ち3階以上の部分を店舗及び飲食店の用途に供するもの</p> <p>6 法別表第2(に)項第8号に規定するものうち1,500平方メートルを超える店舗及び飲食店</p>			<p>駐輪場、ごみ置き場その他の附属建築物で高さ5メートル以下のものについては、この限りでない。</p>
B地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 法別表第2(い)項第1号に規定する住宅</p>		<p>150平方メートル。</p> <p>ただし、法別表第2(い)項第9号に規定する派出所、公衆電話所</p>	<p>市道第41号線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(出窓及びバルコ</p>

	<p>2 法別表第 2 (い) 項 第2号に 規定する 住宅で事 務所、店 舗その他 これらに 類する用 途を兼ね るものの うち政令 で定める もの</p> <p>3 法別表第 2 (い) 項 第3号に 規定する 共同住 宅、寄宿 舎又は下 宿</p> <p>4 法別表第 2 (に) 項 第3号に 規定する ボーリン</p>		<p>その他こ れらに類 するもの で、令第 130条の4 に規定す る公益上 必要な 建築物に ついては、 この限り でない。</p> <p>ニーを含 む。) から 道路境界 線までの 距離は、5 メートル 以上とす る。ただ し、法別表 第2 (い) 項第9号に 規定する 巡査派出 所、公衆電 話所その 他これら に類する もので令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物及び 駐輪場、ご み置き場 その他の 附属建築</p>
--	--	--	--

	<p>グ場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>5 法別表第2 (ほ) 項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 法別表第2 (ほ) 項</p>				<p>物で高さ5メートル以下のものについては、この限りでない。</p>	
--	---	--	--	--	-------------------------------------	--

	<p>第3号に規定するカラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>7 三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例（平成16年条例第6号）第4条第3号に規定する商業施設</p>				
C地区	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 法別表第2 (い) 項</p>		<p>150平方メートル。</p> <p>ただし、法別表第2 (い) 項第9号に規定</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓及びバル</p>	

	<p>第1号に規定する住宅</p> <p>2 法別表第2(い)項第2号に規定する住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの</p> <p>3 法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 法別表第2(に)項</p>		<p>する巡査コニーを 派出所、公(含む。)か 衆電話所ら道路境 その他こ界線及びC れらに類地区境界 するもの線までの で、令第距離は、3 130条の4メートル に規定す以上とす る公益上る。ただ 必要な建し、法別表 築物につ第2(い) いては、こ項第9号に の限りで規定する ない。 巡査派出 所、公衆電 話所その 他これら に類する もので令 第130条の 4に規定す る公益上 必要な建 築物及び 駐輪場、ご み置き場</p>
--	--	--	---

	<p>第3号に規定するボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設</p> <p>5 法別表第2(ほ)項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するも</p>				<p>その他の附属建築物で高さ5メートル以下のものについては、この限りでない。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>の</p> <p>6 法別表第 2 (ほ) 項 第3号に 規定する カラオケ ボックス その他こ れに類す るもの</p> <p>7 法別表第 2 (る) 項 第1号に 規定する 事業を営 む工場</p> <p>8 法別表第 2 (る) 項 第2号に 規定する 危険物の 貯蔵又は 処理に供 するもの で政令で 定めるも ののうち</p>					
--	--	--	--	--	--	--

		準工業地 域に係る もの 9 三鷹市特 別都市型 産業等育 成地区内 における 建築制限 に関する 条例第4 条第3号 に規定す る商業施 設				
--	--	---	--	--	--	--

備考 「指定容積率」とは、用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率をいう。